

日本サービス・流通労働組合連合

仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの更なる展開について

1. 労働条件改善交渉との連動

日本サービス・流通労働組合連合では、(1)労働時間に関わる取組、(2)ダイバーシティの推進、(3)均等・均衡待遇の実現に向けた取組については、単年度方針を掲げて全加盟組合が必ず取り組む「労働条件改善交渉」との連動により、実効性をより高める運動を推進しています。2009 - 2010 年では、以下の方針を掲げて取り組んでいます。

2010 労働条件改善交渉方針・2010 通年交渉目標

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

多様で柔軟な働き方が可能となる制度整備や拡充を行うとともに、健康で豊かな生活ができるための時間の確保に向けた労働時間等に関する協定化をはかり、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため以下の 2 項目に取り組む。

育児短時間勤務制度の拡充

育児短時間勤務の対象となる子どもは小学校 3 年生修了時まで拡大することを協定化する。制度の協定化にあたっては、現状の契約時間では育児が困難なパートタイマー等も含めた取り組みを行う。

労働者の健康と生活に配慮した労働時間に関する協定化

不払労働の撲滅を前提に、長時間労働を改善し、心身の健康確保やワーク・ライフ・バランスにむけて、労働時間に関わる制度の協定化を行う。とりわけ以下の 5 つについては、各加盟組合が共通して協定化をめざす項目として設定する。

必須取り組み項目

- ・年間所定休日 104 日以上
- ・年次有給休暇取得一人平均 5 日以上
- ・時間外等の割増率を時間外 30%以上・休日 40%以上・深夜 30%以上
- ・年間 360 時間以上、時間外労働を行う組合員をなくしていく
- ・半期に 1 週間～10 日程度の長期連休制度を設定し、完全取得に向けて取り組む

この 5 項目については、2011 年 6 月までに必ず到達する。

均等・均衡待遇の実現に向けた取り組み

「福祉政策」や「改正パートタイム労働法」等を踏まえ、パートタイマーや契約社員等の有期契約労働者の均等・均衡待遇確保に向け、労働協約の見直し等による賃金・教育訓練・福利厚生等の待遇改善に取り組む。

均等・均衡待遇に向けた概念・基準の整理と各種制度の協定化

「合理的理由とする判断要素」に基づき、企業労使において均等・均衡待遇の概念・基準の整理を行い、その上で均等・均衡待遇の実現に向けて各種制度の協定化をはかる。と

りわけ以下の6つについては、各加盟組合が共通して協定化をめざす項目として設定する。

必須取り組み項目

- ・慶弔休暇の付与基準を社員と同様にする
- ・通勤手当の支給基準を社員と同様にする
- ・社員への転換制度を導入する。
- ・昇給ルールの明確化
- ・職務や成果等に応じた一時金制度の導入
- ・定期健康診断を社員と同様に実施する

2. 今後の取り組みの展開

(1) 両立支援に向けた指針の策定

育児や介護に関する制度を整備するも、職場の雰囲気やマネジメント、要員体制、評価制度等の問題から、制度があってもなかなか取得・利用できないといった運用面での課題が大きな阻害要因となっています。特にわたしたちの産業は多くの女性の労働者や様々な働き方の労働者がいることや、夜遅くまでや日曜・祝日の営業など、産業の特性が両立支援のあり方に大きく影響することからも、わたしたちの産業の働き方に沿った両立支援のガイドラインによる取り組みを検討していきます。

(2) 労働時間についての新たな取り組み

営業日・営業時間の適正化に向けた取り組みを継続し、「産別 - 業界経営者団体」や「地域・地区内の労使」での協議の場の設定により、営業時間と労働時間の完全分離を図っていきます。それとともに営業時間の総量削減が地域等によって厳しい場合については、労働時間の新たな総量削減に向けて、労働者の労働安全衛生の観点から勤務インターバル規制の導入などを検討していきます。

以 上